

振興組合の 通常総会に 向けて



振興組合は通常総会を
必ず開催しなければ
なりません



事業年度末が3月の商店街振興組合では総会シーズンを迎えるにあたり
総会資料の作成など準備に取り掛かる時期となります。
そこで、通常総会における注意点をいくつか紹介します。

総会の開催通知はいつまでに？

遅くとも総会開催日の10日前までに、通常総会開催公告とともに、決算関係書類、事業報告書、監査報告書が各組合員の手元に届いていなければいけません。

総会が成立するには？

総組合員の半数以上が出席(本人出席・委任状出席・書面出席)することで総会は成立します。総会において議決権を持つのは組合員だけです(員外理事・賛助会員に議決権はありません)。なお、総会の議長も議決権を持たない点には注意してください。

本人出席者が持てる委任状の数は？

最大4人まで代理することができますが、その数を1人や2人と制限している場合もありますので、定款を確認してください。なお、総会の議長は議決権を持たないので委任を受けることはできません。

総会で審議しなければならない議案は？

事業報告書、決算関係書類、次年度の事業計画、収支予算、経費の賦課徴収方法等ありますが、役員報酬や借入金残高の最高限度についても毎年総会での承認が必要となります。特に役員報酬については、無報酬であっても総会での承認が必要となりますので注意してください。また、定款変更についても総会での承認が必要となります。

議案承認に必要な議決権は？

総会出席者過半数の賛成で承認される「普通議決」と、定款変更のような出席者の3分の2以上の承認が必要な「特別議決」があります。

役員改選における注意点は？

総会では理事・監事を選ぶにとどまり、代表理事や副理事長を選ぶことはできません(理事会で選定します)。また、同じ人が代表理事に再び就任した場合でも、変更登記が必要となりますので注意してください。

通常総会議案例

- 第〇号議案 令和〇〇年度事業報告書及び決算関係書類承認の件
- 第〇号議案 令和〇〇年度事業計画、収支予算並びに経費の賦課徴収方法決定の件
- 第〇号議案 令和〇〇年度借入金残高の最高限度決定の件(原案〇〇円)
- 第〇号議案 手数料最高限度決定の件(原案〇%)
- 第〇号議案 加入手数料決定の件(原案〇〇円)
- 第〇号議案 役員報酬決定の件(原案 理事〇〇円・監事〇〇円)

◆下記に該当する場合は総会で審議が必要となります。

- 第〇号議案 取引金融機関変更の件(原案〇〇銀行から〇〇銀行に変更)
- 第〇号議案 定款一部変更の件※
- 第〇号議案 字句の一部修正委任の件※
- 第〇号議案 規約の設定(変更)の件
- 第〇号議案 理事及び監事選挙の件

※定款の変更を行うときは「字句の一部修正委任の件」の議決が必要となります。

都振連が作成した定款例もご参考に▶

